

交付申請時の注意点（よくある間違い）

申請時における注意点をまとめました。

下記に示した申請時の注意事項をよく確認をして申請を行ってください。

その他の必要書類は手引きの 8 ページ、9 ページ、10 ページをご確認ください。

○ 身分証明書

運転免許証（表裏）、印鑑登録証明書、住民票等を提出してください。

申請日時点で有効期限内（発行後 3 か月以内）のものを提出してください。

※運転免許証は、両面の提出が必要です。必ず裏面も提出してください。

※マイナンバーの記載がある場合は、省略または黒塗りをしてから提出してください。

○ 保証書・出荷証明書を提出される場合

必要事項が全て記載されていることを確認した上で提出してください。未記載事項がある場合は不備となりますのでご注意ください。

※必要事項については、手引きの 8 ページをご確認ください。

○ 領収書を提出される場合（保証書・出荷証明書がない場合）

申請者氏名・充電設備の型式・支払日（領収日）、工事内容の 4 点が確認出来ることが必要です。

※通販サイトの支払い明細書は代替書類として認められませんので、ご注意ください。

※また、本体購入費のほかに設置工事費も対象になりますので、本体購入費と設置工事費の両方の提出をお願いいたします。

○ 設置状況が分かる写真

充電設備を設置していることが確認できる写真の提出をお願いいたします。

駐車スペース、家の外観が確認できる写真のご提出をお願いいたします。

○ 設置場所の住宅の外観等が分かる写真

次の2点が確認できる写真のご提出をお願いいたします。

- ・『表札や玄関』が確認できるもの
- ・『住宅全体の外観』が確認できるもの

○ 助成対象設備

申請フォームにて型式を入力する際は、設置した機種^①の型式をよくご確認ください。入力内容に誤りがある場合は、不備として修正いただくこととなりますのでご注意ください。

※一部の対象機種（充電コンセント等）においては、型式の末尾に本体カラーを表す単語（S-シルバー、W-ホワイトなど）が含まれている場合があります、それらの入力ミスが多く見られます。

○ 銘板写真またはコンセントの型式写真

機種によって異なりますが、コンセント口の下部に刻印のアルファベットと数字の製造番号・品番や、シールタイプの製造番号・品番等がございます。

品番と製造番号の両方が一枚におさまり、判読できるようにお撮りいただいた写真のご提出をお願いいたします。

※下記の機器だと赤丸の箇所に記載がございます。

【例1】



【例2】



○ 再生可能エネルギー100% 電力契約をされている方

再生可能エネルギー100%電力契約していることを証する書類を提出してください。

環境省のHPで公開されている「再エネ電力メニュー」に記載されている電力メニューが対象となっておりますので、再度正しい電力メニュー名を確認の上、申請していただきますようお願いいたします。

※申請フォームで入力した電力メニュー名が、環境省HP上の記載と一致していない場合は、不備として修正いただくことになりますのでご注意ください。

【環境省HP】

<https://www.env.go.jp/air/100.html>

○ 振込先口座確認資料

ご入力いただいた情報が提出書類と異なっていることがあるので、一致しているか確認をお願いいたします。

「〇〇〇銀行」まで入力をお願いいたします。また、「〇〇〇支店」や「〇〇〇出張所」まで入力をお願いいたします。

振込先口座情報が一致していない場合、助成金の振込ができかねますので、ご注意ください。

全ての情報を再度ご確認の上、不備のないように申請をお願いいたします。